

NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 和田啓二 事務局 〒703-8234 岡山市中区沢田536-2
電話 (086)272-8896 Fax (086)272-8891 E-mail: info@ombud-oka.com
ホームページ <http://www.ombud-oka.com>

総社市下水処理場・浄化センター委託管理業務

「監査結果」を受けての直感的感想

会員 中田啓司

「委託目的も究極的には快適な生活環境づくりと公共水域の水質保全」のため「専門的知識、技術を必要」とし、「信用、技術、経験等」を有する業者として、昭和59年供用開始以来、随意契約で受託管理していた(株)クラカンが、7、8年前に重大な環境汚染事故を起こしたことを思いだしました。総社市下水処理場の近隣に住む私が、処理場から異臭がするのに気付いていた数日後、新聞紙上で処理場の排水による高梁川本流の水質汚染事故を知らされました。このときこそ契約のあり方を見直し、随意契約ではなく一般競争入札に転換すべきではなかったのではと思いました。

次に、岡山県議会議員高橋戒隆氏が清音・山手浄化センターの受託業者である有限会社中央クリーンの代表取締役であることは議員の兼職禁止に明白に違反するものです。

以上2点を直感しました。

(解説)

昨年10月、オンブズマンに、「総社市の下水処理場・浄化センターの委託価格が高すぎる」という情報が寄せられました。そこで、総社市在住の中田さんにご担当ねがって、情報公開請求をしたところ、浄化センターの運営は(株)クラカン(総社処理場9200万円)と(有)中央クリーン(清音浄化センター2100万円・山手浄化センター1800万円)が、随意契約で委託を受けていることがわかりました。この2社は、岡山県議会議員高橋戒隆氏の関連会社です。

この金額の委託契約の場合、法律上は競争入札が原則です。近隣の自治体を調べると、下水処理場の運営委託は、岡山市ではH24年度から競争入札に移行済み、倉敷市もH25年度から移行予定とわかりました。

そこで、3月7日、「随意契約で委託するのは違法だ」という理由で、住民監査請求をしました。5月2日に監査結果が出ましたが、(予想どおり?) 請求棄却。ただし、「(岡山市・倉敷市は競争入札になっているのだから) 委託可能な業者を掌握し、将来的に競争原理を導入できる入

札による契約を検討していくとともに、毎年度契約単価、人員、その他経費等を不断に見直し、契約金額の一層の削減に努めるように」という監査委員の意見要望ができました。

住民訴訟というのもアリですが、裁判を起こすと（市のほうがムキになって）かえって競争入札の導入が遅れることがあるので（昔、県振興局の清掃委託で実際にありました）、今回（だけ）は裁判を見送り、次年度からの競争入札を要求することにいたしました。

（光成加筆）

仮認定NPO法人の資格を取得！

前代表の光成さんの提唱、新代表の和田さんの指導の下、この2年ほど着々と（？）準備を進めてきましたが、ついに、この4月10日に岡山市から仮認定の決定書を受け取ることができました。岡山市の仮認定NPO法人としては第1号です。

この決定が出たのは、NPO法人市民オンブズマンおかやまの活動や組織運営が適正に行われていて、広く支持を受けている、と認められたということです。支えてくださっている会員の皆様のご協力に感謝いたします。

仮認定になると何が変わるのかといいますと、

- ①仮認定NPO法人に寄附をした個人が寄附金控除(所得控除 or 税額控除)を受けられる。
 - ②仮認定NPO法人に寄附をした法人の損金算入限度額の枠が拡大される。
- という税法上の優遇措置が受けられるようになります。

今後、ご寄附を下された皆さんには、税金の確定申告の際に寄附金控除が受けられる領収証を発行することができますので、オンブズマン活動に賛同して寄附を下さる方を増やしていきたいものと思っております。

しかし、仮認定の有効期間は3年なのです。「仮」とはいえ、寄附金控除については「本」認定と同じ優遇措置が受けられますが、やはり、3年で終わってしまわず、その間にさらに本認定の取得を目指そうと考えています。

本認定取得のためには年3,000円以上のご寄附を年平均100名以上の方からいただく必要があります。より多くの支援を受けている法人が本認定を受けることができるのです。

この度の会報に会費のお願いと合わせて寄附金のお願いを同封しておりますので、是非とも正会員の方は会費（5,000円に変更しました）と合わせてご寄附をお願いします。賛助会員（準会員から名称を変更しました）の方は会費（3,000円に変更しました）がそのまま寄附金となりますので、今までどおり賛助会員をご継続下さい。また、オンブズマンの活動を支えて下さる方をお誘いいただいて、たくさんの方のご寄附をお待ちしております

（東 和子）

政務調査費、みだれ射ち。

光 成 卓 明

序章

こんなところ、市民オンブズマンおかやまと言えば政務調査費、みたいな状態が続いています。なにしろ、①県議会・市議会の両方で、②毎年、③「政務調査費ぜんぶ」訴訟を起こしているオンブズマンなんて、日本ではウチだけだもんね。もちろん、あちこちのセンセイ方からは、鬼畜、蛇蝎、ないしアル・カーイダ並みに悪党呼ばわりされるわけですが、「適度な敵意は、適度な寒気と同様に、むしろ爽快」(芥川だっけ?)。だいたい、オンブズマンに突っつかれるのが(しかもそれで負けるのが)嫌なら、突っつかれない(負けない)ような使い方すればいいんじゃないの。

市民オンブズマンおかやまの「政務調査費ぜんぶ」住民訴訟・監査請求は、これまでに8件。①岡山市議会の H19～22 年度の裁判(計4件)、②岡山県議会の H21～22 年度の裁判(計2件)、③県議会・市議会の H23 年度の監査請求(計2件)です。資料一式でたぶんミカン箱 40 ヶくらいかな、数えたことないけど。いやーこれだけあるとね。どの事件がどこまで進んでいるのか、ときどき混乱してしまいます。

第1章 裁判(岡山市議会)

i H19 年度事件

岡山地裁の判決が H24.5.29 に、控訴審の広島高裁岡山支部の判決が H25.3.21 に出されて、確定しました。オンブズマンの請求額 2930 万円に対して、地裁の判決は 450 万円、高裁の判決は 360 万円。一見、高裁に値切られたように見えますが、減った額の大半は某センセイが「あきらめて」市に 70 万円ほど返したからなので、実質ほとんど同じ判決です。

会派別(高裁判決ベース)には、新風会 102 万 3495 円、公明党 5215 円、ゆうあいクラブ 131 万 6405 円、政隆会 95 万 6351 円、市民ネット 29 万 9244 円。

オンブズマンの請求が通った主な部分は、①飲食系、②内容不明の陳情・視察、③議員本人系家賃・光熱費、④事務費・ガソリン代等の按分、⑤「式辞あいさつ事例集」、週刊誌、「おいしい水」など。逆に通らなかったのは、①市政報告紙・市政報告会の費用(オンブズマン

は「50 %按分」を主張)、②海外視察旅費(実質観光、全×を主張)、③議会内の控室の経費(「50 %按分」を主張)、④新聞購読料(50 %～全×を主張)、⑤党発行物購読料(全×を主張)、⑥住宅地図(全×を主張)、など。

全国の裁判所の判決(数十件あります)が、①どこも「×」にしているものは×にし、②意見が分かれているものは○にした、「無難一筋」の判決です。

金額にはかなり不満なのですが…要するに「この裁判官の判断はこうだった」わけで、今後改善の余地はあるでしょう。

ii H20 年度事件

H25.1.29 に岡山地裁判決。オンブズマンの請求額 3292 万円に対して、地裁の判決は 618 万円。会派別には、新風会 132 万 1449 円、公明党 5 万 9079 円、ゆうあいクラブ 252 万 8314 円、政隆会 85 万 6709 円、市民ネット 121 万 9433 円、共産党 15 万 9511 円、明友会 4 万 5960 円。

実質的な中身は、H19 年度判決と同じです。まあ、裁判官の顔ぶれが同じですし。双方が高裁に控訴中。今年秋くらいには高裁の判決が出そうです。

iii H21 年度事件・H22 年度事件

岡山地裁で審理中。19・20 年度事件とかその他のあおりで、進行がちょっと遅れています。しかし、裁判所の人事異動があり、担当の裁判長が替わりました。(つまり、19・20 年度事件の判決をした人とは違う裁判長になりました。) こういう場合、裁判所の姿勢ががらっと変わることがあります。オンブズマン寄りになるといいなあ、ということで仕切り直しです。

iv H23 年度事件

今年の 4 月 30 日、監査請求をしました。返還請求額 3491 万 7723 円。全部が認められることはないでしょうから(岡山市の監査委員は県とは違ってやや期待できるのですが、少なくとも今回は、いくら行っても H19・20 年度判決の線まででしょう)、7 月下旬に住民訴訟を起こします。

第 2 章 裁判(岡山県議会)

i H21 年度事件

県議会の裁判は、平成 21 年度から。遠慮したわけではありません。県議会は、この年度

まで、政務調査費の領収証が公開されなかったからです。請求額は合計 9416 万 6896 円（自民党 7646 万 0466 円、民主県民ク 588 万 2248 円、公明党 205 万 4063 円、共産党 250 万 1874 円、無所属 726 万 8245 円）。県議会の政務調査費は年 420 万円（市議会は 142 万円）ですから、違法支出額もダイナミックです。おまけに、県議会の政務調査費の支出とかその領収書の公開のありようとかは、あとでまとめて述べますが、問題だらけなので。この 21 年度事件と次の 22 年度事件は、いま岡山地裁（市議会の事件とは別の裁判長の係）で審理中です。

ii H22 年度事件

請求額合計 1 億 1751 万 5179 円（自民党 1 億 0593 万 3848 円、民主県民ク 1105 万 8088 円、公明党 232 万 4500 円、共産党 257 万 4883 円、無所属 663 万 0202 円）。

iii H23 年度事件

今年 4 月 25 日に監査請求を提出しました。請求額合計 1 億 3054 万 4784 円（自民党 1 億 0649 万 1155 円、民主県民ク 1061 万 0912 円、公明党 294 万 1874 円、共産党 192 万 6453 円、無所属 857 万 4390 円）。監査委員が（とりわけ県の監査委員が）請求を認めてくれるとはあまり思えないので、7 月中ころに住民訴訟を起こします。

iv 県議会に対する不満のかずかず

多すぎて、いっぺんにはよう書き切りません。箇条書きにします。

ア 「不適切な支出」があまりにも多すぎます。岡山市議会の保守系会派の不適正率は平均 50 % 程度なので、県議会の保守系議員の不適正率の高さはきわだっています。主な原因は、①県議団の団費の半額以上を自民党県連に支払っていること、②事務所賃料・人件費の支出が多く、その按分がおおむね不十分なこと、③何人かの議員が、自分や家族が代表者の会社に家賃や人件費を払っていること、など。

イ 県議会の政務調査費の説明資料は、支出一件につき A4 用紙 1 枚までしか添付できません（何故か、と事務局に尋ねると、「置き場がない」。全く笑止千万）。おまけに、個人名入りの領収書が墨塗りでしか出てきませんし、自民党のセンセイ方は任意の追加開示に応じてくれません。

ウ 何よりも、県議会の場合は、「支出額が 1 万円超」の領収書だけしか、提出義務がありません（したがって、公開もされません）。「領収書はとっておけ、ただし出さなくていい」ことになっているのです。こんな阿呆な制限をつけている都道府県議会は岡山県だけ（先

日、3県が全部公開にふみきり、ついに一県だけになりました)。これはもう「県辱」です。

エ しかも、この「1万円以下のは出さんでいい」制度は、明らかに悪用されています。どう見ても怪しい「1万円以下支出」の多い議員さんが山ほどいらっしゃるからです。中でも激しいのが「1万円以下率」50%超（最高82.8%）の「七人の侍」。全体の「1万円以下率」が25.8%なので、明らかに異常です。82.8%の人の場合、1万円以下の「会費・懇談会費554,422円、研修会参加費505,305円、会議費524,891円」。2日にいっぺん、会費9,900円の会議に参加している勘定です。変でしょ？オンブズマンは、怪しげな議員さん（H23年度27人）の「1万円以下」支出（毎年度1,000万円超）も監査・訴訟の対象に入れていますが、裁判で要求しても、帳簿とか1万円以下分の領収書とか（とっとくことになっているのですが）、全く出てきません。

第3章 政務調査費野放し法

前回の会報でもお知らせしましたが、政務調査費野放し法（正式な名前は「地方自治法改正法」）が、昨年8月29日、国会で成立してしまいました。

呼び名を「政務調査費」から「政務活動費」に変え、目的を「議員の調査研究に資する」から「調査研究その他の活動に資する」に変える、というものです。この「その他の活動」が曲者。議員さんの「ランニングコスト」に100%あててもかまわない（つまりこれまでと違って「50%按分」とかしないでいい）ということになってしまう可能性があるからです。そうすると、オンブズマンが裁判でこれまでのように連戦連勝するのは難しいかもしれません。

誰のせいかな、というと、ここはやはり探偵小説の鉄則「Qui bono」（「誰がもうけたねん」）でしょう。なにしろ共産党以外全党一致なんですから。

しかし、

i 「野放し法」の施行は、平成25年4月から。つまり、今年2月までは政務調査費は「お勉強」のため以外には使えません。少なくともそれまでは、きっちりと法律を守っていただきます。

ii 「あまりにも違法すぎる支出」（例えば、岡山県議会の「ウソ1万円以下支出」）は、「野放し法」でも救えません。

ですから、センセイ方にはお気の毒ではありますが、中々終わらないんですよ、これが。

平成25年定期総会報告

光 成 卓 明

平成25年の定期総会を、2月17日、ゆうあいセンターで開催しました。

議題は、① H24 年度活動報告・決算報告とその承認、② H25 年度活動方針案・予算案の承認、③認定 NPO 法人化の報告、④代表者交替の報告、です。①は「活動日誌」そのほかを、③は今回の東さんの報告を、それぞれお読みください。

今年は諸般の事情で「アカデミー抜き」でしたが、総会後は例年どおり「茶話会」で活発に交歓いたしました。

なお、今年度から、オンブズマンへの寄付が所得税の控除対象になります。については、ぜひご寄付、ないし寄付のご勧誘を。

(なお、代表の交替を和田さんをお願いしたのですが、理由はちょっと紙に書きづらいので、「一身上の都合」ということで。数年前みたいに「疲れた」とかではありません。証拠に、政務調査費の報告をお読みください。「ぜひ詳しく」という向きは、HP に投稿していただければ、直レスいたします。)

平成 25 年活動方針

- 1 いまある訴訟事件について、全件勝訴を目指して取組みます。
政務調査費事件については（「勝つ」だけなら確実なので）、「できるだけたくさん勝訴」をめざします。また、県・市の平成 23 年度分についての監査請求・住民訴訟に取り組みます。
- 2 総社市の下水処理場随意契約について、監査請求・住民訴訟も視野に入れて取り組みます。
- 3 県・市の行政委員報酬、議員の海外視察、県職員の給与水準、県・市の電力購入、岡山市職員の「わたり」、県議・市議の「海外観光視察旅行」などについて、引き続き調査・監視等に努めます。
- 4 全国・近隣のオンブズマンや、情報公開・公金節約に関心をもつ他団体・市民との連携を深めます。
- 5 ホームページのいっそうの充実に努めます。

代表就任のご挨拶

和田 啓二

このたび、前任の光成卓明の後を受け代表に就任いたしました。

引き続き前代表には、活動全般について指導をお願いいたします。

私は会の発足当初からの会員ではなく、東弁護士からの勧めで会員となりました。発足から数年経過した頃だと思えます。私は、法学を履修したとはいえ、水準に達するものではない。その替わり、法学以外の宗教社会学その他の雑学を批判的に涉獵し、税務会計を独学で学んだことで、さまざまな観点から物事をみる習慣がいくらか会務に寄与できるかもしれません。

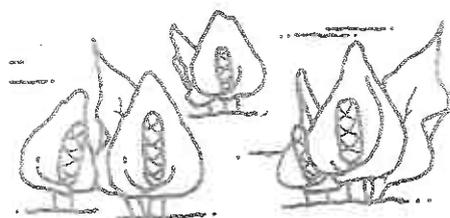
さていろんな意味で時代が曲がり角にさしかかっていると思われる昨今ですが、未来からの挑戦（要請）に対して、未だ個人も社会も応戦できていない状況です。オンブズマン活動においても、社会的に透明性を求められる政務調査費の呼び名を政務活動費とする法改正により、政務調査費の範囲を一般的又は包括的に拡張したため、ここ数年会活動の大きな部分を占めていた政務調査費の返還請求は大きな制約を受けることになりました。

さらに会の活動がメディアに報道される場面も減る傾向にあります。

しかし、先日当会にとって岡山市から認定 NPO 法人に向けた仮認定を承認されるという朗報がありました。仮認定から本認定に移行するためには年間 3 千円以上の寄付者の数が必要とされるので会員その他の皆様の協力をお願いいたします。

応仁の乱当時、西軍の総帥山名宗全が前例・旧習にこだわる公家に「これからは例という字を時に置き換えたらどうか」と時勢に適合することを説いたという逸話がある。東アジアでは儒教の影響が残り、日本でも役人や議員に至るまで統治者意識が強く、水戸学の祭政教一致思想の残影なのか、憲法に国民を縛る規定を設け、文化・伝統で国民を教化・教導、自然宗教を尊重させようとする動きが絶えない。市民のなかにも、目的合理的思考になじまず、成り行きまかせ、外からの規制やいじめを鍛錬・我慢の哲学として肯定する向きがあります。

今後深まる、世界のグローバル化に対して前近代の共同体的思考法では対応不可能です。時代のうねりが激しくなる中、前例踏襲に固執する現状維持、あるいは前近代を慕い復そうとする逆方向の時ではなく、現実と向き合いつつ未来を先取りし、又は将来の方向に対応できるネットワークの一つとしてオンブズマン活動を推進していきたいと思えます。



特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

NPO市民オンブズマンおかやま
全事業所

【税込】(単位:円)

自平成24年1月1日 至平成24年12月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]			
【経常収入】			
事業収入	30,500		
正会員会費収入	312,000		
準会員会費収入	88,000		
寄付金収入	113,000		
受取利息収入	55		
雑収入	3,910		
経常収入計			547,465
【事業費】			
会場費	10,600		
対外交流費	177,550		
開示費	233,920		
訴訟関係費	460,786		
当期事業費計	882,856		
合計	882,856		
事業費計			882,856
【管理費】			
通信費	120,959		
定例会場費	13,000		
HP関連費	133,800		
消耗品費	183,165		
印刷経費	46,938		
雑費	31,122		
管理費計			528,984
経常収支差額			△ 864,375
[その他資金収支の部]			
【その他資金収入】			
短期借入金収入	400,000		
その他の資金収入計			400,000
【その他資金支出】			
その他資金支出計			0
当期収支差額			△ 464,375
前期繰越収支差額			555,136
次期繰越収支差額			90,761

《正味財産増減の部》

【正味財産増加の部】			
正味財産増加の部計			0
【正味財産減少の部】			
当期収支差額	△ 464,375		
正味財産減少の部計			464,375
当期正味財産増加額			△ 464,375
前期繰越正味財産額			559,136
当期正味財産合計			94,761

特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

NPO市民オンブズマンおかやま
全事業所

【税込】(単位：円)

自平成25年1月1日 至平成25年12月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業収入	30,000	
正会員会費収入	200,000	
準会員会費収入	60,000	
寄付金収入	1,600,000	
受取利息収入	50	
経常収入計		1,890,050

【事業費】

会場費	4,000	
対外交流費	100,000	
開示費	300,000	
訴訟関係費	500,000	
当期事業費計	904,000	
合計	904,000	
事業費計		904,000

【管理費】

通信費	120,000	
定例会場費	13,000	
会場費	10,000	
HP関連費	140,000	
消耗品費	150,000	
印刷経費	50,000	
雑費	30,000	
管理費計		513,000
予備費	30,000	
経常支出計		543,000

1,447,000

443,050

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

その他資金収入計 0

【その他資金支出】

借入金返済支出計 400,000

当期収支差額 43,050

前期繰越収支差額 90,761

次期繰越収支差額 133,811

活動日誌

内容が複雑なため簡略化しています。(開示請求は省略)

- H23/10/17 県議会各種委員会の専用バス費用に関する文書開示
 総社市下水道処理場管理委託契約書開示 (中田氏依頼分)
- 11/12 H19～24年度総社市下水道管理委託業務契約書(3箇所)開示
- 11/22 県議会各種委員会の専用バス費用を含む視察報告書開示
- 12/04 H19～24年度総社市下水道管理委託随意契約起案書開示
- 12/19 H19～23年度総社市下水道管理委託業務執行状況表・完了報告書開示
- H24/01/21 総社市山手・清音浄化センター業務執行状況完了報告書開示
- 01/25 岡山市、岡東、旭西浄化センター管理委託契約書開示
- 02/01 H23年度倉敷市下水道処理場入札関連文書開示
- 02/21 H24年直近度総社市下水道処理場、支出負担行為決議書等開示 (監査請求用)
- 03/01 県・市議会へ「政務調査費」に係る全国アンケート文書配布
- 03/07 総社市下水道処理場に係る「監査請求」実施
- 04/25 H23年度県議会政務調査費「監査請求」実施・違法支出額 130,544,784円
- 04/30 H23年度市議会政務調査費「監査請求」実施・違法支出額 34,917,723円
- 05/23 県議会及び市議会、監査請求に係る陳述

裁判関係

- 10月23日「平成20年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第15回(岡山地裁)
- 11月20日「平成21年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第8回(岡山地裁)
 「平成22年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第2回(岡山地裁)
- 11月21日「平成21年度県議会政務調査費」返還訴訟 第8回(岡山地裁)
 「平成22年度県議会政務調査費」返還訴訟 第2回(岡山地裁)
- 12月4日「平成19年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第2回(広島高裁岡山支部)
- 12月25日「平成19年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第3回(広島高裁岡山支部)
- 1月17日「平成19年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第15回(岡山地裁)
- 1月22日「平成22年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第3回(岡山地裁)
 「平成21年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第9回(岡山地裁)
- 1月29日「平成20年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 判決(岡山地裁)
- 2月20日「平成21年度県議会政務調査費」返還訴訟 第9回(岡山地裁)
 「平成22年度県議会政務調査費」返還訴訟 第3回(岡山地裁)
- 3月19日「平成22年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第4回(岡山地裁)
 「平成21年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第10回(岡山地裁)
- 3月21日「平成19年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 判決(広島高裁岡山支部)
- 4月24日「平成22年度県議会政務調査費」返還訴訟 第4回(岡山地裁)
 「平成21年度県議会政務調査費」返還訴訟 第10回(岡山地裁)
- 5月28日「平成22年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第5回(岡山地裁)
 「平成21年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第11回(岡山地裁)

振り狂歌(後編)

山野枯木 作

(その32) 政調費(岡山県議会と岡山市議会)の住民監査請求と住民訴訟の結果に注目。

これやこの 行くもかえるも 政調費
しるもしらぬも お白州の関

(その33) 政調費領収書の黒塗りの多いこと。

春過ぎて 梅雨来にけらし 黒塗りの
文を干せ干せ 嘘を嗅ぐ山

(その34) 庶民の所得は増えないのになえ。

久方の 光りまぶしき 夏の日や
あべのミクスか あべのリスクか

ご寄附のお願い

当会は認定NPO法人の本認定取得をめざしていますが、そのためには年間3,000円以上の寄附者が年平均100名以上必要です。

当会には、数々の住民監査請求や裁判を通じて議会等の違法な支出を県や市に返還させた揺るぎない実績があります。このことを更に多くの方々に知ってもらい、ご寄附をお願いする積極的な訴えをよろしく願います。

コラム

幹事2年生 藤井邦昭

早1年が過ぎてしまいました。立候補制であるのになにもしてないような1年でした。

まずもって、「幹事会には無遅刻無欠勤」とささやかな表明をしたわけですが、開会時間の変更という条件下でも欠席ありの状態でした。調査資料の集計・検討も期限ぎりぎりのハラハラ・どきどきです。この欄も同様、順序よく勧められないのかなど。

さて、近年(還暦で)幹事になったこと、パスポートを取得したこと、ゴルフを始めたこと、記念同窓会・同期会開催と年とともに充実進化をつづけています。

まずは、パスポート取得についてお伝えします。昨年秋のことでした。「ハスポートはもっているか？」との問いに「まだですが、家族でないのは僕一人。今から取ってきます。」と出発日の2週間前。写真を持って役所へ申請に行きました。待つこと1週間、これは営業日の話で実質は土日をはさみ10日はかかりますのでギリギリセーフで、準備もそこそこいざ出発となりました。行き先は台湾です。何年ぶり・何回目かの飛行機、初めての国際便。団体の視察旅行で、打ち合わせ説明会に参加して初顔合わせの方々。

移動バスでのモーニングで始まり、機内食・到着後に昼食と食べること見ること。すべてに添乗員がいて大型バスで移動し、見て・食べて・移動し、みて・食べて・寝ての繰り返しで3泊4日過ごしました。これって〇〇サンたちの視察研修だよな、と感じました。よほどの事前調査なくして、研修・視察はむりです。特に言葉の違う場所では絶対むり。観光だけするのもむりと。実体験がなりよりの調査・検討手段と改めて感じた「パスポート取得事件」でした。次回は、「ゴルフ開始事件？」に期待。